

令和 4 年 度

東 松 山 市 一 般 会 計 予 算 書

令和4年度東松山市一般会計予算

令和4年度東松山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,130,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月17日提出

東松山市長 森田 光一

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		13,384,127
	1 市 民 税	5,755,376
	2 固 定 資 産 税	6,049,210
	3 軽 自 動 車 税	277,738
	4 市 た ば こ 税	662,813
	5 都 市 計 画 税	638,990
2 地 方 譲 与 税		278,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	65,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	203,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	10,000
3 利 子 割 交 付 金		5,000
	1 利 子 割 交 付 金	5,000
4 配 当 割 交 付 金		45,000
	1 配 当 割 交 付 金	45,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		50,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	50,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		150,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	150,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,050,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,050,000
8 ゴルフ場利用税交付金		115,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	115,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		45,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	45,000
10 地 方 特 例 交 付 金		105,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	100,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	5,000
11 地 方 交 付 税		3,120,000
	1 地 方 交 付 税	3,120,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		276,809
	1 分 担 金	1
	2 負 担 金	276,808

(単位：千円)

款	項	金額
14 使用料及び手数料		432,968
	1 使用料	165,931
	2 手数料	267,037
15 国庫支出金		5,470,042
	1 国庫負担金	4,843,001
	2 国庫補助金	607,086
	3 委託金	19,955
16 県支出金		2,297,123
	1 県負担金	1,644,007
	2 県補助金	448,537
	3 委託金	204,579
17 財産収入		36,001
	1 財産運用収入	35,998
	2 財産売却収入	3
18 寄附金		25,004
	1 寄附金	25,004
19 繰入金		850,654
	1 基金繰入金	850,651
	2 他会計繰入金	3
20 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
21 諸収入		665,572
	1 延滞金、加算金及び過料	22,331
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	19,853
	4 収益事業収入	60,000
	5 受託事業収入	50,370
	6 雑収入	513,017
22 市債		1,316,700
	1 市債	1,316,700
歳入合計		31,130,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		262,402
	1 議 会 費	262,402
2 総 務 費		3,436,300
	1 総 務 管 理 費	2,609,195
	2 徴 税 費	453,613
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	211,331
	4 選 挙 費	113,502
	5 統 計 調 査 費	18,211
	6 監 査 委 員 費	30,448
3 民 生 費		13,803,764
	1 社 会 福 祉 費	6,134,135
	2 児 童 福 祉 費	5,450,787
	3 生 活 保 護 費	2,200,067
	4 災 害 救 助 費	6
	5 国 民 年 金 事 務 取 扱 費	18,769
4 衛 生 費		2,927,549
	1 保 健 衛 生 費	1,606,737
	2 清 掃 費	1,320,812
5 労 働 費		21,174
	1 労 働 費	21,174
6 農 林 水 産 業 費		315,853
	1 農 業 費	315,853
7 商 工 費		239,426
	1 商 工 費	239,426
8 土 木 費		3,062,532
	1 土 木 管 理 費	219,090
	2 道 路 橋 梁 費	861,914
	3 河 川 費	389,829
	4 都 市 計 画 費	1,528,651
	5 住 宅 費	63,048
9 消 防 費		1,223,019
	1 消 防 費	1,223,019

(単位：千円)

款	項	金額
10 教 育 費		3,200,595
	1 教 育 総 務 費	899,948
	2 小 学 校 費	550,583
	3 中 学 校 費	267,432
	4 社 会 教 育 費	458,922
	5 保 健 体 育 費	1,023,710
11 災 害 復 旧 費		8
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6
12 公 債 費		2,577,146
	1 公 債 費	2,577,146
13 諸 支 出 金		2
	1 普 通 財 産 取 得 費	1
	2 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1
14 予 備 費		60,230
	1 予 備 費	60,230
歳 出 合 計		31,130,000

第 2 表 繼 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	2 徴税費	固定資産土地評価 基礎資料作成事業	23,199	令和4年度	11,400
				令和5年度	11,799

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ホームページリニューアル事業	令和4年度 ～令和5年度	23,091
県議会議員選挙事業	令和4年度 ～令和5年度	10,910
市議会議員選挙事業	令和4年度 ～令和5年度	16,362
第三次健康増進計画 (前期計画)等策定事業	令和4年度 ～令和5年度	6,569
文化財保存活用地域計画策定事業	令和4年度 ～令和5年度	3,319
埼玉県信用保証協会 に対する損失補償	令和4年度 ～借入返済年度	代位弁済元金から保険金を 控除した額の50%と利息額 の合計額

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民活動センター外壁改修事業	45,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	○本起債については、融通先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
総合福祉エリア空調改修事業	5,300	〃	〃	〃
保健センター空調改修事業	51,600	〃	〃	〃
クリーンセンター焼却炉等改修事業	75,000	〃	〃	〃
環境センター施設改修事業	15,000	〃	〃	〃
道路維持事業	17,100	〃	〃	〃
道路新設改良事業	2,100	〃	〃	〃
狭あい道路整備事業	29,500	〃	〃	〃
橋梁修繕事業	69,200	〃	〃	〃
交通安全施設整備事業	20,000	〃	〃	〃
河川維持事業	38,400	〃	〃	〃
準用河川改修事業	45,000	〃	〃	〃
生活排水路整備事業	26,600	〃	〃	〃
駅前東通線整備事業	9,100	〃	〃	〃
松葉町一丁目地区周辺整備事業	88,300	〃	〃	〃
都市公園改修事業	13,500	〃	〃	〃
防災施設整備事業	5,500	〃	〃	〃
小学校校舎等整備事業	80,200	〃	〃	〃
教育施設LED化整備事業	20,300	〃	〃	〃
臨時財政対策債	660,000	〃	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	〃